

こころ訪問看護ステーション(予防) 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社結心が設置するこころ訪問看護ステーション（以下事業所）という。において実施する指定介護予防訪問看護事業（以下事業）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重、要支援状態の利用者の立場に立った適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう利用者の意思及び人格を尊重し、その療養生活を支援するサービスを提供することに努めるものとする。
- 2 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名 称 こころ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 岩手県奥州市水沢字川端 18-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うなど、事業所の統括責任者として、その適切な事業の運営にあたる。
- (2) 看護職員 3名以上（管理者を含む） 事業所の介護予防業務に従事する。
- (3) 理学療法士又は作業療法士 必要時1名以上
事業所の理学療法士または作業療法士によるリハビリテーションに従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める日及び年末年始12月29日から1月3日、お盆8月13日から16日については休業とする。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時00分までとする。

(介護予防訪問看護の提供内容等)

第6条 事業所で行う指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護予防訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容)

- ① 病状・傷害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテルなどの管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

- (2) 介護予防訪問看護計画書に基づく指定訪問看護

- (3) 介護予防訪問看護報告書の作成

(利用者負担に関する事項)

第7条 介護予防訪問看護サービスを提供した際の利用者負担の額は次のとおりとする。

また、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- (1) 介護保険法に定める算定基準に従い算定した額の本人負担額。
- (2) 介護保険法の通知等により、サービス提供事業所が定めることとされている料金
- (3) 介護保険法の適用を受けないサービス提供にかかる料金

- ① 死後の処置料 16,500 円

- ② キャンセル料

利用予定日の前日 18時までの連絡あり 無 料

18時から当日9時までの連絡あり 利用料の 50%

利用予定日当日 9時以降の連絡又はご連絡なし 利用料の 100%

※ 利用者や家族等の体調不良や、やむを得ない状況でのキャンセルについては無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業の通常の実施地域は奥州市・金ヶ崎町とする。

(緊急時の対応方法)

第9条 看護師等が、現に介護予防訪問看護を実施の際に当該利用者の病状に急変等が生じた場合は、速やかに主治医に連絡をとるなどの必要な措置を講じることとする。

(衛生管理)

第10条 職員は、その業務の内容から、清潔の保持、事業所の設備及び使用する器具等備品の衛生管理に努めることとする。

(守秘義務)

第11条 職員は、業務上知りえた利用者又はその家族等にかかる秘密事項を漏らしてはならない。これは、職員であるとき又職員でなくなった後においても同様であることを雇用契約の内容とする。

(職員の服務規律)

第12条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

(職員の質の確保)

第13条 職員の資質の向上を図るため、その研修の機会を設けるとともに、その業務体制の整備に努めることとする。

(職員の勤務条件)

第14条 職員の就業に関する事項は、別に定める合同会社結心の就業規則による。

(職員の健康管理)

第15条 職員は、事業所が行う年1回以上の健康診断を受診すること。

(記録等の整備)

第16条 本事業の運営管理状況を明確にするため、次の必要な諸帳簿等を備え記録を整備して置くものとする。

(1) 管理に関する記録

事務日誌、職員の勤務状況・給与及び研修等に関する記録、月間・年間の事業計画及び事業実施状況等に関する記録

(2) 市町村その他関係機関との連携調整に関する記録

(3) 訪問看護に関する記録

訪問看護指示書、予防訪問看護計画書、予防訪問看護記録、予防訪問看護報告書。市町村等に対する情報提供書

(4) 会計経理に関する記録

(5) 備品器械等に関する記録

(6) その他必要な諸記録

(虐待防止に関する事項)

第17条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。) を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 ステーションは、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 ステーションは定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体拘束等の原則禁止)

第19条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、設立者たる合同会社結心の業務執行役員と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則
- 1 この規程は、平成30年2月1日から施行する。
 - 2 この規程の一部を改訂し令和4年4月1日から施行する。
 - 3 この規程の一部を改訂し令和5年11月1日から施行する。
 - 4 この規程の一部を改訂し令和6年3月1日から施行する

以下 余白